労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

〇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)

(傍線部分は改正部分)

第三条 次に掲げる物(既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。)については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。 一 石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。)を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの イ・ロ (略) コー 潜水艦(本邦において製造されるものに限る。)に使用されるもの。 コー 潜水艦(本邦において製造されるものに限る。)に使用されるもの。コー 高。)に使用されるもの。 コー 高を含有するグランドパッキンであって、次のいずれかに該当するもの。 コー 石綿を含有するグランドパッキンであって、次のいずれかに該当するもの。	改正案
第三条 次に掲げる物(既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。)については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。 一 石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。)を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの イ・ロ (略) 二 既存鉄鋼業施設又はこの政令の施行の際現に存する本邦にある非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分(四百五十度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの 「正、既存鉄鋼業施設又はこの政令の施行の際現に存する本邦にある非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分(四百五十度以上の温度の硫酸ガス又は亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものに限る。)に使用されるものが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	現

五・六 (略)	れるもの	ロ 潜水艦(本邦において製造されるものに限る。)に使用さ			
五・六 (略)	れるもの	/7 潜水艦(本邦において製造されるものに限る。)に使用さ	されるもの	炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。)に使用	ロ 既存鉄鋼業施設の設備の接合部分(五百度以上の温度の転